

第5 2回独立行政法人評価委員会林野分科会

林野庁森林整備部研究指導課

第52回独立行政法人評価委員会林野分科会

日時：平成26年6月24日（火）

会場：農林水産省本館7階第3特別会議室

時間：13:28～16:06

議 事 次 第

1. 開 会
2. 議 事
 - (1) 独立行政法人森林総合研究所の平成25年度業務の実績に関する評価について
 - (2) 独立行政法人森林総合研究所の平成25年度財務諸表について
 - (3) その他
3. 閉 会

○酒井分科会長 まだ予定の時間には少しありますけれども、皆様おそろいですので、ただいまから第52回農林水産省独立行政法人評価委員会林野分科会を開催いたします。

それでは、議事に入ります前に本日の進め方等につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局 事務局を務めます林野庁研究指導課の佐野と申します。よろしくをお願いいたします。

それでは、まず会議の成立についてご報告申し上げます。本日は評価委員の5名の方全員出席しておりますので、農林水産省独立行政法人委員会令第6条第3項の規定により、本日の分科会は成立するという事をご報告いたします。

続きまして、資料の確認でございます。ちょっと結構大量にあるので、確認をお願いします。

本日お配りしております資料は、まず時間割、議事次第、資料の一覧というふうになっておりまして、資料は1から3、参考資料が1から10となっております。大丈夫でしょうか。

そのほか、資料番号がついていない資料といたしまして、財務諸表説明資料、あと森林総研のほうからいただいております平成26年度版研究成果選集、平成26年度版水源林造成事業等成果選集、それから、農林水産大臣から農林水産省独立行政法人評価委員長宛ての財務諸表の承認についての通知、重点課題評価委員名簿、パンフレットが3種類ございまして、季刊森林総研、環境報告書2013、2050年の森、森林総研のパンフレットですね。最後に年報となっております。

万が一欠落等ありましたら、その都度事務局のほうにお申し出ください。

続きまして、本日の議事についてでございますが、議事次第をごらんください。

独立行政法人森林総合研究所の平成25年度業務の実績に関する評価について、独立行政法人森林総合研究所の平成25年度財務諸表について、その他となっております。会議の進め方については、時間割を参考にしてください。予定では午後4時に終了する予定となっております。

事務局のほうからは以上です。

○酒井分科会長 ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。本来ですと、森林総合研究所における平成25年度の業務実績に関する評価についてから始めるところですが、本日は文野委員のご都合がありまして、財務諸表の説明からお願いいたしたいと思います。森林総合研究所の平成25年度財務諸表についてです。よろしくご説明お願いいたします。

○総研（総務部長） それでは、財務諸表について説明させていただきます。

お手元の資料ですけれども、2種類使わせていただきます。まず、資料番号がついておりません財務諸表説明資料、この薄い、全部で両面で最後のページが6ページになっております。これと資料番号3の平成25年度財務諸表等の資料を使いましてご説明させていただきます。

なお、独立行政法人会計基準等の規定類は、前年度からの変更がなかったこと、また、通則法第39条に基づきます会計監査人による監査を終了していることをまずもってご報告させていただきます。

では、厚い方の資料3の平成25年度財務諸表等をお開き願いたいと思います。

まず、この全体をご説明いたしますと、当法人は研究・育種勘定と特定地域整備等勘定、それと水源林勘定の3勘定からなっております。1ページから45ページまでが3勘定を合わせた法人単位の財務諸表となっております。46ページから研究・育種勘定、そして、58ページから特定地域整備等勘定、70ページから水源林勘定について掲載しております。そして、83ページからが決算報告書というつくりになっております。それぞれの勘定では事業の性格が大きく異なりますので、3勘定合わせたものにつきましては、1ページから2ページの貸借対照表におきまして、当法人としての資産合計及び負債、純資産合計が平成25年度末で1兆1,178億円でありましたこと、それと3ページから4ページの損益計算書におきまして、平成25年度の当法人の経常費用合計が625億円、経常収益合計が627億円であることをご報告させていただくことにとどめまして、あとは各勘定ごとに説明させていただきたいと思います。

私からは、研究・育種勘定の財務諸表等についてご説明させていただきます。

それで、薄い方の資料ですけれども、表紙をめくっていただきまして1ページ、一番上段にございます貸借対照表比較表をご覧くださいと思います。

なお、単位は千円単位で表記してありますが、私がお説明するに際しましては、四捨五入して百万円単位でご説明させていただきたいと思います。ご了承願います。

貸借対照表は、業務を行うために必要な資金等をどのように調達して、それがどのような資産となっているのかという当該会計年度末の状況をストックとしてあらわしたものでございます。最初に、表の一番上にございます資産の部についてご説明いたします。

資産の大部分は土地、建物等の固定資産でございますが、そのほかに現金、預金等の流動資産を25億1,100万円有しております。流動資産の中で現金及び預金が1億3,900万円増加しております。これは未収入金が前年度より1億3,100万円減少しております、政府等受託収入の未収入金が減少したことなどによるものでございます。

続きまして、固定資産は前年度に比べ2,100万円減少しております。これは取得資産の減少

が主な要因となっております。流動資産と固定資産を合わせました資産合計は476億円となっております。

次に、負債の部ですが、平成25年度から次年度に引き継ぐ短期の債務である流動負債は24億4,200万円となっております。運営費交付金債務は予算に対する執行額の差の累計が計上されるものですが、退職手当等の人件費の残により増加しまして、6億5,100万円となっております。また、未払金の減少は施設整備費補助金の減少が主な要因でございます。固定負債は独立行政法人設立時に国から譲渡されたものでありまして、その後運営費交付金等により購入しました機械、器具等であります。流動負債、固定負債を合わせた負債合計は35億5,800万円となっております。

次に、純資産の部ですが、これは独立行政法人設立時に国から引き継いだ土地、施設等に当たる資本金、その後の施設等の取得や減価償却による資本金の増減をあらわす資本剰余金、及び業務活動により生じた利益または損失の累計をあらわします利益剰余金からなっております。その純資産の合計額は440億4,200万円となっております。

なお、利益剰余金につきましては、前年度に比べ3,000万円減少しておりますが、これは受託費等で取得しました資産の減価償却等に対応して、前中期目標期間繰越積立金を取り崩すことになっておりまして、その結果によるものでございます。

以上、負債と純資産を合わせました負債純資産合計は476億円となっております。

次に、1ページの下段の損益計算書比較表をご覧くださいと思います。

損益計算書は、当該年度中に要した費用とそれが生み出した収益を明らかにしまして、年度内の活動がもたらす損益をフローとして示したものでございます。

まず人件費ですが、一般管理費では増加しておりますが、研究管理費では減少しております。合わせて全体では1億6,300万円減少となっております。これは給与、賞与及び諸手当等が5,800万円、退職金が4,000万円減少したためでございます。また、業務委託費が5,500万円減少しております。これは主に国からの受託研究に係る採択が減少したことによるものでございます。これらによりまして、経常費用の総額では前年度に比べ5億2,300万円減少しております。

次に、経常収益についてですが、運営費交付金収益は人件費減に加えまして、その他の予算も減額となっており、1億4,600万円減少しております。また、受託収入は国の予算の縮小等もございまして、前年度に比べ2億9,800万円減少しております。

以上のとおり、経常収益におきまして前年度に比較して4億6,600万円減少しておりますが、

収益の減少に対しまして費用の減少もおおむね見合ったものとなっております。経常収益から経常費用を差し引いた経常損失につきましては、3,000万円の損失が発生しております。これは受託費等で取得しました資産額よりも減価償却費が上回ったためでございます。以上によりまして、当期純損失といたしまして3,000万円発生しておりますが、受託費等で取得しました資産の減価償却費等に対応して取り崩すこととなっております前中期目標期間繰越積立金取り崩し額等を合わせまして2,200万円が当期総利益として発生しております。

次のページをお開きください。2ページ目です。

キャッシュフロー計算書は、当該年度内の現金の出し入れを明らかにしたものでございます。資金期首残高19億5,700万円に対しまして、資金期末残高は20億9,600万円と1億3,900万円増加しております。

その下の行政サービス実施コスト計算書比較表でございますが、研究業務費、一般管理費など損益計算上の業務費用と、それには計上されません損益外の費用とを合わせました当期の総コストは110億8,700万円となっております。これは受託収入など行政サービス実施コストには算入されません当期の収入8億5,500万円を控除しました102億3,200万円が当期の行政サービス実施コストということになります。

次に、利益の処分に関する書類の案についてご説明させていただきます。すみません、厚い資料3の財務諸表等の51ページをお開きいただきたいと思っております。

損益計算書による当期総利益は2,200万円発生しておりますが、全て積立金に計上することとしております。

最後に決算報告書についてご説明いたします。これも財務諸表本体の84ページをお開き願いたいと思っております。

平成25年度の予算額につきましては、収入、支出とも前事業年度からの繰越額3億4,600万円を加えて118億5,100万円であったものに対しまして、決算につきましては、収入は109億1,700万円、支出は108億5,200万円となっております。収入おきまして、決算額が予算額より減少しておりますのは、受託収入が減少したことによるものでありまして、それに見合う分、受託経費の支出も減少しております。決算におきます収支差6,500万円につきましては、運営費交付金と自己収入に係る収支差によるものでございます。

以上をもちまして、研究・育種勘定についてのご説明とさせていただきます。

○総研（総括審議役） 引き続きまして、特定地域整備等勘定及び水源林勘定の財務諸表について説明させていただきます。

森林農地整備センターにおきましては、特定中山間保全整備事業、農用地総合整備事業、水源林造成事業等を実施しておりますが、特定中山間保全整備事業、農用地総合整備事業及び旧緑資源幹線林道事業につきましては、特定地域整備等勘定で経理しまして、水源林造成事業等につきましては水源林勘定で経理しております。

それでは、薄い方の財務諸表説明資料の3ページの上の表の特定地域整備等勘定の貸借対照表比較表について説明いたします。

なお、特定地域整備等勘定と水源林勘定につきましては、資料は千円単位と表記しておりますが、四捨五入しまして億円単位で説明させていただきます。

最初に、表上段の資産の部について説明いたします。

24年度決算額の資産合計1,542億円に対しまして、25年度決算額は947億円と596億円の減少となっております。これは、旧緑資源幹線林道の移管等による林道建設仮勘定86億円の減少及び農用地総合整備事業の譲渡等によります農用地整備建設仮勘定の356億円の減少が主な要因となっております。

次に、表中ほどの負債の部でございますが、24年度決算額の負債合計1,485億円に対しまして、25年度決算額は888億円と597億円の減少となっております。これは、旧緑資源幹線林道の移管及び特定中山間保全整備事業の完了区域の譲渡に伴います建設期間中に受入れました補助金及び負担金、賦課金の振り替えによる減少でございます。そして、資産見返補助金等で303億円の減少、負担金等の前受金で143億円の減少となっているほか、借入金、森林総合研究所債券の減少が主な要因となっております。

続きまして、表下の欄の純資産の部でございますが、24年度決算額の純資産合計57億4,400万円に対しまして、25年度決算額は58億5,200万円と1億800万円の増加となっております。これは、前中期目標期間繰越積立金を1億4,100万円取り崩したことに對しまして、当期未処分利益が2億4,900万円発生したことが要因となっております。このように特定地域整備等勘定におきましては、各事業で事業完了に向け計画的な事業を実施してございまして、各事業の進捗に伴い、資産及び負債が減少していく傾向でございます。

引き続きまして、下の表の損益計算書の比較表についてご説明いたします。

当期純利益は1億800万円となっておりますが、これは移管、完了した各事業における投資額を譲渡原価として費用計上しまして、その事業の財源となる補助金を資産見返負債戻入、徴収した負担金等を割賦譲渡収入として収益計上しているため損益が均衡しております。このため、経常費用でございます一般管理費、財務費用、雑損の合計額21億700万円に対しまして、

経常収益であります割賦利息収入、国庫補助金等収益、財務収益及び雑益の合計額が22億1,400万円となったことが主な要因となっております。

また、表の一番下の当期総利益は、2億4,900万円となっておりますが、これは当期純利益が1億800万円発生したことに加えまして、前中期目標期間繰越積立金から1億4,100万円を取崩したことによるものでございます。

この利益処分につきましては、厚いの本体資料3の平成25年度財務諸表等の63ページでございしますが、利益処分に関する書類（案）のとおり、積立金として処理することとしております。積立金が2億4,893万2,802円でございます。

次に、薄い資料に戻っていただきまして、財務諸表説明資料に戻っていただきまして、4ページの上にあります表のキャッシュフロー計算書比較表について説明いたします。

25年度は資金期首残高35億円に対しまして、業務、投資、財務活動を合わせた収入額が318億円、支出額は△347億円となりまして、資金期末残高は6億円と29億円減少しております。これは負担金等の徴収が順調に進みまして、毎年度の徴収額が減少してきていることによります。

続きまして、下の表の行政サービス実施コスト計算書比較表についてですが、旧緑資源幹線林道、特定中山間保全整備事業、農用地総合整備事業の3事業の移管、完了に伴います投資原価及び一般管理費などの業務費用と政府出資金の機会費用等を合わせた総コストは487億円となっております。

一方、行政サービス実施コストには算入しない3事業の移管区間、完了区域に係る負担金、賦課金の自己収入は△170億円となっております。差し引きされました317億円が当期の行政サービス実施コストとなっております。

続きまして、同じ資料を見ていただきまして、5ページからが水源林勘定でございます。

まず、水源林勘定の貸借対照表比較表についてご説明いたします。

最初に、資産の部についてですが、24年度決算額の資産合計9,468億円に対しまして、25年度決算額は9,756億円と288億円の増加となっておりますが、これは水源林造成事業の投資等による水源林284億円の増加が主な要因となっております。

次に、表中ほどの負債の部ですが、24年度決算額の負債合計1,709億円に対しまして、25年度決算額は1,627億円と82億円の減少となっております。これは借入金及び森林総合研究所債券の減少が主な要因となっております。

続きまして、表下の純資産の部ですが、24年度決算額の純資産合計7,759億円に対しまして、

25年度決算額は8,129億円と370億円の増加となっております。これは政府出資金の受入れにより資本金108億円の増加と、補助金の受入れ等により資本剰余金261億円の増加が主な要因となっております。

このように水源林勘定におきましては、水源林資産、造林木ですけれども、成育段階であり、また、今後は長伐期化施業等も実施されるため、資産、水源林及び純資産、政府出資金、資本剰余金が増加していく傾向でございます。

引き続きまして、下の表の損益計算書比較表について説明いたします。

25年度の当期純利益は1億1,700万円となっております。これは水源林に資産計上しない共通の管理経費や支払利息で国により財源措置されるものを一般管理費及び財務費用として費用計上しまして、その額に見合います国からの財源措置を国庫補助金等収益、資産見返負債戻入及び財務収益として収益計上しているため、損益が均衡しております。このため、経常費用であります分収造林原価の2億800万円に対しまして、経常収益である分収造林収入が3億7,000万円となったことが主な要因となっております。

また、表の一番下の当期純利益は、3億6,700万円となっております。これは当期純利益が1億1,700万円発生したことに加えまして、前中期目標期間繰越積立金から2億5,000万円を取り崩したことによるものでございます。

この利益処分につきましては、厚い本体資料3の25年度財務諸表等の75ページにある利益の処分に関する書類（案）のとおり、積立金として処理することとしております。

また薄い方の資料の財務諸表説明資料に戻っていただきまして、6ページのキャッシュフローの計算書比較表についてご説明させていただきます。

25年度は資金期首残高が15億円に対しまして、業務、投資、財務活動を合わせた収入額が540億円、支出額は△536億円となっております。資金期末残高は19億円と4億円増加しております。

続きまして、下の表の行政サービス実施コスト計算書比較表についてご説明いたします。

水源林造成事業に係る植栽及び保育等の事業の投資原価を整理している分収造林原価、一般管理費などの業務費用と政府出資等の機会費用等を合わせた総コストは104億円となっております。

一方、行政サービス実施コストには算入しない間伐木等の販売や解約等に係る補償金の収入を整理している分収造林収入などの自己収入は△8億円となっております。差し引きされた95億円が当期の行政サービス実施コストとなっております。

次に、平成25年度の決算報告書について説明いたします。厚い方の本体資料3の平成25年度財務諸表等の85ページの上の表が特定地域整備等勘定の収入支出決算書でございます。よろしいでしょうか。

収入は予算額172億円に対しまして、決算額は192億円となっております。収入におきましては、決算額が予算額より増えていますのは、主に短期借入金収入が18億円増加したことによるものでございます。

下の表の支出ですが、予算額224億円に対しまして、決算額は211億円となっております。支出におきましては、決算額が予算額より減少しておりますのは、林道事業の交付金を翌年度へ持ち越していることによるものでございます。

引き続きまして、下の表の水源林勘定の収入支出決算書ですが、収入は予算額568億円に対しまして、決算額は489億円となっております。収入におきましては、決算額が予算額より減少しているのは、事業の繰越に伴う補助金を翌年度へ80億円繰越たために減少したことによるものでございます。支出は予算額571億円に対しまして、決算額は487億円となっております。支出におきましては、決算額が予算額より減少しているのは、主に事業繰越によるものでございます。

財務諸表については、以上でございます。

○酒井分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまご説明いただきました財務諸表につきましては、農林水産大臣から諮問が行われております。どなたからでも結構ですので、ご質問、ご意見があればよろしくお願いたします。

○文野委員 すみません、私の都合でちょっと時間割を変えていただきまして、どうもすみませんでした。私は会計士ということで、この評価委員の中ではこういった財務諸表の担当ということだろうと思いますので、一言コメントといいますか報告をさせていただきたいことが3点ほどあります。

まず1点目は、先週の月曜日、6月16日に午後2時から5時半ぐらいまで約3時間半ぐらいかけていろいろと今日、今ご説明のあった財務諸表について事前説明を受けてまいりました。その中で気になる点等について確認してまいりました。例えば特定地域整備等勘定というところで資産と負債が大きく昨年度に比べて減っているというのは、事業が終わってしまったので、資産とそれに見合う補助金とが一気に会計処理上なくなるような形になっているとか、ここの勘定ですとか次の……ここの勘定が一番多いんですね。売掛金ということがたくさん出ておりますけれども、割賦売掛金というのが多額にあるんですけれども、こういったものについて貸

倒引当金というのが通常であれば設定されるんですけども、貸倒引当金は設定されていませんけれども、貸し倒れの実績等はないのですかといったようなことを質問しまして、基本的には地方公共団体であったり、そのほかにも利権者はいらっしゃるみたいですけども、そういった方からの回収不能ということは今までないということなので、貸倒引当金というのが設定されていないとか、そういった疑問点を解消してまいりました。

そのほかは今ご説明にありましたように、研究開発費のトータルのコストと申しますか費用が行政コスト計算書で110億円ですか、こういった金額になっているとか、トータルの資産が幾らあるとか、まずはそういった情報を皆さんにご提供するものだと、総資産でいきますと、法人全体でいけば総資産でいくと、これは1兆円あるといったような財務的なデータを皆さんでいろいろ判断していただければいいと思うんですけども、おおむね財政状況、財務状況がどうなのかと一言であえて言うと、3勘定とも利益が出ていますし、大幅に純資産がマイナスになっているような債務超過の状況になっているとか、そういったことは全くございませんので、大きく事業を見直す必要があるとか、他の独法さんでそういった勘定があつて、もうかなり債務超過になっているので事業を見直さないといけないとか、そういった懸念は全くないということだけ一言申し上げができればと思います。

次に、2点目ですね。これから説明があると思いますけれども、評価シートの中で昨年ちょっと唐突に質問してしまいまして、担当の方を困らせてしまったんですけども、今回は事前に評価シートの中で財務数値が出てまいるところがちょっとまだ説明がある前なので非常に恐縮なんですけれども、資料1という少し分厚い平成25年度評価単位自己シートというのがございまして、その中で例えば54ページを開いていただきますと、54ページにコストの改善額、改善率といったようなところで7,000万円ですとか12億8,600万円というような数字が出ておったり、次にいきますと、71ページの下の方の表のところに運営費交付金及びそれに係る業務経費と一般管理費の予算額といったところで88億円ですとか15億円ですとか、対前年比で96.8%ですとか、こういった財務数値ですね。そのほかたくさんあるんですけども、88ページにいきまして、外部資金の獲得状況というところで、政府の受託で4億800万円獲得というんですか、4億800万円ですとか、科学研究助成事業による研究で3億5,000万円獲得したとか、さらには94ページのほうにまいりますと、94ページのほうで経費、コストの削減が幾ら、幾らありましたですとか、その隣のページでいきますと、95ページのほうで借入金の返済、こういったものがきちんと約定どおり返済されているとか、こういったことにつきまして詳細な資料をもとに財務数値のこことこことすぐに結びつくということではないので、今ここで説明するのは

非常に大変なんですけれども、事前にその数字の設置資料を説明していただいて、先ほど説明のございました財務諸表とこの評価シートの財務数値との整合性について確認してまいりました。これが2点目の報告でございます。

3点目の報告といたしましては、冒頭ご説明ありましたかと思っておりますけれども、独立行政法人の財務諸表、ある一定規模の独立行政法人については、監査法人というところの財務諸表の監査を専門にする会社があるんですけれども、その監査を受けないといけないということで、その監査の状況がどうだったのかということについても監査の概要とその結果について教えていただきました。

監査法人はトーマツさんといまして、いわゆる3大監査法人の一つでありますので、非常に信頼できる監査法人だと思います。そこがおおむね10月、11月、12月、5月に至るまで期中監査といまして、10月、11月、12月ぐらいにいろんな各地域といえますか、地方を回ったりされて、その現場、現場で監査をしたり、5月になっては本社といえますか本所といえますか、センターと本所のところで期末監査と言われているような監査をやられて、おおむね二、三名、それぞれの勘定で二、三名ずつ行かれて、日数的には五、六十日、人日で行きますと200人日ぐらいかけて監査をされるというのが監査の概要でございまして、監査の結果といたしましては、監査報告書というのが先週の水曜日ですが、6月18日付で無限定適正ということで、限定つき適正というのもあるんですけれども、限定つき適正というのは、こういった部分は除いて、それ以外のところは全部適正ですというような監査報告書と、無限定適正というのは全てにおいて財務諸表が適正に表示されているということになるんですけれども、無限定適正の監査報告書というもののコピーもいただきましたので、財務諸表の信頼性というのはあると思いますし、評価シートとのつながりといったところも確認できているということ、以上3つをご報告させていただきたいと思っております。

○酒井分科会長 どうもありがとうございました。財務諸表の信頼があるということと、評価シートとつながっているということで、報告ということで補足いただきました。ありがとうございます。

ほかにといえますか、質疑ございますでしょうか。

○肘井専門委員 細かいことで恐縮なんですけど、説明資料の1ページの研究・育種勘定のところで、下の表で寄附金収益というのがあるんですけれども、これは昨年度に比べますと約2,000万ぐらいふえているんですけれども、この寄附金収益というのは、具体的にはどういった性格のものなんでしょうか。例えばこういうものというのがありましたら、教えていただき

たいんですけれども。

○総研（総務部長） 用途を特定いたしましたして、こういう研究でこういうことにお金を提供するるので、こういう成果の研究をやってくださいということでございます。

○肘井専門委員 大学でいうと、奨学寄附金みたいなものと理解してよろしいのでしょうか。

○総研（総務部長） はい。

○肘井専門委員 わかりました。ありがとうございます。

○酒井分科会長 ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、質疑はここまでいたします。

それでは、財務諸表につきまして、林野分科会の意見を決定いたしたいと思います。林野分科会として特に意見なしと回答させていただいてよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○酒井分科会長 どうもありがとうございます。

続きまして、森林総合研究所における平成25年度の業務実績に関する評価について、移りたいと思います。

それでは、まず事務局から今回の業務実績の評価作業につきましてご説明をお願いいたします。

○事務局 事務局のほうから説明させていただきます。

参考資料5、参考資料6、参考資料7に基づいて説明させていただきます。よろしいでしょうか。

まず、参考資料5、独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点でございますが、これは政策評価・独立行政法人評価委員会から発出されたものです。昨年のもから改定はございません。委員の皆様方におかれましては、本評価の視点に基づいて適切に評価していただければというふうに考えております。

続きまして、参考資料5の7ページをお開きください。

平成26年5月29日付で政独委の独立行政法人評価分科会から独立行政法人評価分科会における平成26年度の取組についてということで発出されております。本通知は、独立行政法人通則法改正案が審議中に発出されたものなので、このかがみのところに書いているんですけれども、通則法が成立することを前提にというような書きぶりになってはいますが、本年6月に通則法は可決成立しておりますので、ご承知おきください。本通知にも書かれてはいますが、平成27年度から新たな独法制度がスタートいたしますので、今の形式の独法評価は今年度が最後となり

ます。

細かい点ですが、まず、1の中期目標期間の終了時の見直しについてでございますが、森林総研は中期目標期間終了時の見直し対象法人ではございません。該当しませんので、この部分は説明を省略させていただいて、次のページ、8ページに移ってください。

下のほうの2の年度評価についてでございます。先ほどの説明と繰り返しになりますが、この年度評価の実施についての考え方とところで、「新制度下における年度評価は主務大臣の責任において実施することとなり、委員会は二次評価を行わないことから、年度評価における二次評価は、平成26年度に政独委が行うものが実質最後となる」と書かれております。当然森林総合研究所における年度評価を今の形式の林野分科会で評価するのも本年度が最後ということになりますので、この8ページから9ページにわたって羅列されております年度評価の視点に基づいて適切に評価していただければというふうに思っております。

あとは参考に読んでいただければというふうに思っていますが、続きまして、参考資料6をごらんください。

独立行政法人森林総合研究所の業務の実績に関する評価基準ということで、細かく評価の基準が書かれております。本日、これから分科会の中で議論します評価に当たりましては、この評価基準に基づいて適切に評価いただくよう、よろしく願いいたします。また、先ほどご説明いたしました独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点及び独立行政法人評価分科会における平成26年度の取組において記載された観点も踏まえながら、適切に行っていただければというふうに思いますし、あと、本日資料はつけておりませんが、本年3月に実施されました第51回林野分科会において提示いたしました森林総合研究所の評価シートの作成に当たっての留意点に基づいて、きちんと森林総研が自己評価をしているかどうか、評価シートが作成されているかどうかという観点からも評価をお願いしたいというふうに考えております。

続きまして、参考資料7をごらんください。

林野分科会における委員、専門委員の役割分担がここに書かれております。まず、酒井分科会長、三井委員、足本委員、田村委員、文野委員の5名におかれましては、特に分担を決めずに全体の評価をご担当していただければというふうに思っております。専門委員の皆様におかれましては、業務分野の評価につきまして担当を決め、小島委員、肘井委員、中山委員及び横田委員の4名の皆様には研究・育種分野を、片桐委員、加藤委員、それから徳地委員の3名の皆様には水源林造成事業等分野をご担当いただきたいというふうに考えております。そのほか総務分野につきましては、委員、専門委員皆様全員でご検討いただければというふうに考えて

おります。

また、先ほど申し上げました専門委員の役割分担につきましては、この分野を専門的知見から重点的に見ていただきたいということでございますので、ご担当の分野以外の分野につきましても、分科会やワーキング会合においてご発言、評価していただいて一向に構いませんので、よろしく願いいたします。

事務局のほうからは以上です。

○酒井分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまご説明いただきました評価作業の手順につきまして、ご質問があればお願いいたします。

特によろしいでしょうか。

それでは、森林総合研究所の平成25年度の業務運営状況並びに自己評価結果につきまして、法人からご説明をお願いいたします。

○総研（鈴木理事長） 森林総合研究所理事長の鈴木でございます。

本日は平成25年度の森林総合研究所における業務の実績等の評価につきまして、林野分科会を開催していただきまして、ありがとうございます。平成25年度業務は第3期中期計画の3年目に当たります。お手元の平成25年度の業務の実績に関する自己評価について簡単に触れてみたいと思います。

第3期中期計画では、研究開発課題としてAからIまで9つの重点課題を掲げております。これらの大きな目標は、森林・林業再生に向けた森林管理と木材利用、森林の多面的機能の発揮、林木の新品種開発に向けた取組の4つの大きくくり課題と水源林造成事業等です。自己評価では、次の3課題をs評価といたしました。森林・林業再生に向けた課題のC、木材の需要拡大に向けた利用促進では、新しい木質材料CLTの開発と今後供給の増大が見込まれるスギ大径木の製材システムの開発の成果について、森林の機能発揮に向けた課題のG、森林の生物多様性の保全では、ニホンジカ個体数低減のための給餌、誘引して、誘引狙撃するという同一箇所を繰り返して捕獲可能な方法を確立した成果等について、林木の新品種開発に向けた課題のI、森林遺伝資源を活用した生物機能の解明では、スギ遺伝資源のコアコレクションを作成し、スギの形質データとの解析、ゲノムワイドアソシエーションによって遺伝子の染色体上での位置の推定を行った成果等についてです。

水源林造成事業などでは、既に平成24年度に農用地総合整備事業6区域が完了し、平成25年度には特定中山間保全整備事業が邑智西部区域の完成をもって事業の3区域が全て完了しまし

た。これで平成20年度に森林総合研究所が承継した農用地の事業は全て完了したことになりますが、今後、事業完了後5年間の環境モニタリングとその後3年間の事後評価などの関連事業は平成32年まで行う予定にさせていただきます。

なお、お手元の平成26年版水源林造成事業等成果選集では、水源林造成事業と特定中山間保全整備事業について、その概要を紹介させていただきます。平成23年度から第4期科学技術計画では、問題解決型のイノベーションの創出が掲げられており、昨年6月閣議決定した科学技術イノベーション総合戦略では、特に科学技術イノベーションに適した環境創出として、2030年までの主な数値目標が掲げられてございます。その中で森林総研としては、「女性研究者の採用割合を2016年までに30%にする」に対しては、現在29.6%と順調に推移してございますが、「外国人研究者の割合を2020年までに20%にする」については、はるかにその基準に及びませんので、目下グローバル化に対応できるように努めているところです。

今国会で審議中であった森林国営保険法、鳥獣保護法、山の日法案等が改正あるいは成立し、森林・林業にかかわる案件が少なからずございました。研究所としてはscience for scienceのみならずscience for societyの観点からも日本の将来にとってなくてはならない先導的な研究機関となることに努めてまいりたいと思います。林野分科会の委員の先生方にはいろいろご指導いただくこととなりますが、よろしくお願い申し上げます。

○総研（大河内理事） それでは、研究の成果について評価単位のAからGまで説明させていただきます。

資料1の平成25年度評価単位自己評価シートで説明させていただきます。

平成26年版研究成果選集により詳しく書いてあるんですが、両方を見ますと、時間がなくなりますので、申しわけありませんが、研究成果選集は後で見ていただければと思います。

まず、1ページをご覧ください。

評価単位A、地域に対応した多様な森林管理技術の開発でございます。

ここの中段に実施結果とございますが、その実績のほうの最初の段落、これが多雪地域におけるコンテナ苗の有効性を明らかにするという部分でございます。多雪地域のコンテナ苗は、普通苗と比べて同等以上の成長をすること、植栽時間が短いことを明らかにして、多雪地域でも低コスト林業の可能性があるということを示しました。

その次の段落は、長伐期林業における個々の木の成長予測でございます。この個々の木の成長量を予測するモデルを作成しまして、それを実測値と比較しましたところ、20年後でも一定の精度が得られるということがわかりました。このモデルにコストの予測も組み込みまして、

将来木施業というものに対して貢献していきたいと考えてございます。

それでは、2ページ、こちらの上のほうに書いてあります2のところがこれは森林の機能発揮に関するところでございます。

ここの実績のところの最初の段落です。森林の皆伐をしますと、インパクトが大変大きいので、それを緩和する手法というものが考えられます。それとして森林を帯状に伐採する帯状伐採、これを代替手段として考えられますが、その帯状伐採について調査しましたところ、日射量、地温の変化が皆伐の50%から90%までに減るということなど、帯状伐採が皆伐の代替手段になるということ、よりインパクトの弱い代替手段になるということが示されました。

その次の段落でございます。次の段落は里山でございます。里山については随分研究をしております、地域での社会実験を行ってまいりました。これらをマニュアル化しましたが、これまでの研究成果の発信等も含めて66の団体から指導依頼等を受けまして、9の自治体がその成果を活用するようになったことなど、まさにscience for societyの部分で社会に実際に活用されるということに至りました。このように年度計画を順調に推進したということから、自己評価をaとさせていただきます。

それでは、次に4ページ、評価単位Bでございます。

評価単位Bは、国産材の安定供給のための新たな素材生産技術及び林業経営システムの開発でございます。

4ページ中段の路網整備と機械化のところでございますが、実績のところをご覧ください。先進的林業機械作業システムについて、傾斜地における生産性というものを調べました。傾斜地では平坦地の0.6倍に生産性が低下するものの、同一条件では従来型システムの1.3倍、架線系システムの1.8倍と高く、優れているということがわかりました。

次は、4ページの一番下のところからの段落ですが、チェーンソーによる切創被害、これによって生じる損失というものを計算しましたところ、その損失よりも防護服を購入したほうが安上がりだと、そういうようなことがあって防護服を購入するメリット、動機づけというものを明らかにいたしました。

次に、5ページの2番、林業経営・流通システムのところですが、まず、林分材積や林道からの距離等の生産要素、こういうものに基づきました生産量予測手法というものを開発しました。これは群馬県の森林組合のデータをもとに作成しましたが、これを福島県の森林組合で検証しましたところ、実際の結果と符合する正しい結果が得られたということで、これの検証をすることができました。

次に、2番目の段落ですが、山林所有者に利益を還元するために、山林所有者と製材工場の仲立ちをする原木流通組織がございしますが、これについて先進的なヨーロッパの事例を調べましたところ、ここに書いてありますように日本でも参考になる幾つかの取組をしているということが明らかになりました。この評価単位についても年度計画を達成しているということで、自己評価をaとさせていただきます。

次に、評価単位Cでございます。

7ページにつきましては、先ほど理事長の話にもありましたとおり自己評価sをつけさせていただいておりますので、少し長く説明させていただきます。

まず、今後木がどんどん成長して大きくなりまして、大径化していきますが、そこで出てくる大径材についてまず2つの乾燥方法を開発いたしました。1つは高周波を使い乾燥時間を従来の4分の1から3分の1に減らすという方法でございます。もう一つは効率ではなくて低コスト化という観点から、工程に天然乾燥を加える、こういう方法を開発しまして、こちらの方法ではコストが半分以下に削減できました。これらと組み合わせた製材システムというものをつくりました。

次に、乾燥をした場合の結果を予測するためのニューラルネットワークを用いた推定方法を開発しまして、これによって予測と実際の値の相関係数が0.6から0.9と高い値で推定することができるようになりました。このように大径化する林業の動向に対応して重要な乾燥の技術を複数開発したことなど、素材生産に大きく貢献するとともに、年度計画以上の達成をしたというふうに考えてございます。

8ページの上の部分は木材中の放射性物質の動態についてですが、これについても濃度は余り変わっていないけれども、木材中の分布が変わりつつあるというようなことを明らかにして、国民の不安に対する回答としてございます。

それでは、8ページの2の建築物の木造・木質化のところでございます。

大型木造建築物の材料として、また、国産材需要の切り札としまして新しい構造用木質材料CLTの開発が今急がれているところでございます。そのため、年度計画ではCLTのJAS化のためのデータ整備を行うというところまでとじていたのですが、データ整備を前倒しで進めていまして、その成果を直ちにJAS原案作成委員会のほうに提供しまして、結局原案作成が大幅に短縮されて、異例の速さでJASが制定されるに至りました。これは年度計画を大幅に超えるとともに、中期計画の目指す国産材需給率の向上に大きく貢献する成果だと考えてございます。また、木材の強度データベースも作成いたしましたが、こちらは中国への輸出に不

可欠な中国の木構造設計規範に取り入れられている成果を上げております。さらに、木材の快適性に関して、従来技術的に困難であった女性及び幼児についても心拍数を指標とするという方法で、これを測定できるようになりました。

このように評価単位Cは、国産材の需要拡大という点で中期計画に向けた大きな進展がありましたので、自己評価をsとさせていただきます。

次に、評価単位のDでございます。

こちらは新規事業の獲得に向けた木質バイオマス総合利用技術の開発、11ページになります。

まず、1の木質バイオマスの安定供給と地域利用システムでございますが、薪ボイラーの山村地域への普及によるCO₂削減効果、これを計算しましたところ、仁淀川地域の例では、1基当たり45トンCO₂でございます。薪ボイラーは燃料費が安だけでなく、そこで払われるお金が地域経済に戻るということで、地域経済への波及効果が大きいというふうに考えてございます。

それから、バイオマスの資源作物のヤナギでございますが、これはFITに販売するということを想定した場合、大体年間ヘクタール当たり10トンの収穫があると採算がとれるということがわかりました。この中にはシカの対策費が含まれていますので、シカの対策費が不要になったり、あるいはFITでなくてもっと高く売れるキノコの栽培等にその一部を売るというような工夫をすれば十分採算性がとれるものというふうに考えてございます。

次に、12ページ、2のバイオマスの変換・総合利用技術でございます。

こちら技術的なところでございますが、まず、ファイバーの長さが800ナノメートル以上のナノセルロース、これを開発いたしました。また、セルロースとケイ素化合物の合わさったハイブリッドフィルムの開発にも成功いたしました。これらは新しいシーズとして今後の技術開発が期待されるところでございます。

また、コンクリート混和剤等へ実用化が間近と期待されております機能性リグニンでございますが、こちらのほうではコストの問題を見直して、処理に必要な薬品を安いものに変えるということを行いまして、薬剤コストを半減させるというような成果を上げることができました。重点課題Dも年度計画を達成しております、自己評価をaとさせていただきます。

次に、評価単位E、森林への温暖化影響評価の高度化と適応及び緩和技術の開発でございます。

15ページの実施結果の1番のところ、炭素動態の観測手法でございます。まず、最初の段落

ですが、熱帯林の炭素動態を明らかにいたしまして、例えば年平均最高気温と純一次生産には関係がないというようなことや、あるいは択伐と森林火災の2つの攪乱を受けると、回復にはかなり長い時間がかかるというようなことを明らかにいたしました。

次の段落でございますが、温暖化との複合汚染というものが懸念されておりますオゾンについて、これまで雨の日には測定できないという問題があったのですが、これを年間測定可能な方法を開発いたしました。その結果、現在の森林が既にオゾンの影響を受けているのではないかということを示唆するようなデータが出ました。

それから、16ページ、2番、森林減少・劣化でございます。

まず、アマゾンですが、ブラジルのアマゾン州はこれまでほとんど調査がされていなかったのですが、ここでブラジル国立アマゾン中央研究所と協力いたしまして、1,200カ所の地上プロット、これはこれまでで最も大規模な地上プロットを展開いたしました。このデータと、それから衛星データの解析をあわせて、最終的に500メートル単位という非常に高精度な炭素蓄積量の分布マップ、アマゾン全域にわたる分布マップの作成に成功いたしました。それと、マングローブに関しても衛星データを用いて、例えばライダーのような情報を用いまして精度高くバイオマス推定を行うことを可能といたしました。

さらに、昨年度出しましたREDDプラスの技術解説書についてスペイン語版を出しましたところ、これは中南米諸国を中心に非常に好評で、あちこちから依頼を受けてございます。次はフランス語版もぜひつくりたいと考えているところでございます。このような形で年度計画を達成いたしましたので、自己評価をaとさせていただきます。

次に、18ページ、F、気候変動に対応した水資源保全と山地災害防止技術の開発でございます。

まず、1の水資源ですが、水循環の解明のために森林の林床面からの蒸発を推定しますクロードチャンパー法というものを開発いたしました。これで連続的な測定というものが今までできなかったのですが、それができるようになりました。今後これを使っていきたいと考えてございます。

また、森林は雨が降りますと、それを葉っぱで受けとめて、それが地上に到達しない、いわゆる降雨遮断量というものが発生するわけですが、これについて間伐しますと葉っぱがなくなるので、直接地面に雨が届いて、降雨遮断量が減るわけです。では森林がもう一度閉鎖したら元通り遮断量は回復するかということを調べたところ、すぐには回復しない。これは葉っぱの量が恐らく足りないからだ、閉鎖した後もなお葉っぱがふえる必要がある、ということが明らか

かになりました。

また、森林の放射性物質につきましては次のページに書いてございますが、これは地上部のほうでは少なくなり、大体落ち葉に2割、土壌に7割と、大体地表に放射性物質が移動したということが明らかになりました。これについては林野庁からのプレスリリースとして発表して、国民の安心・安全に貢献してございます。

その19ページの2番のほう、山地災害防止に関しては、まず津波については、従来の津波は単木の木の抵抗というものを基礎データとして、それをモデルとして使っておりましたが、複数の木があった場合に相乗効果が発生します。それについてきちんと水理実験を行って測定いたしまして、それに基づいて津波のシミュレーションモデルの高度化を図りました。それから、雪崩について発生要因を推定する発生メカニズムモデルを作成いたしました。これを今後、改良を続けていって、予測ができるようにしていきたいと思っております。

Fの最後として多雪地域で、雪の重みによって地すべりが生じるわけですが、それについて実測値を出すことができました。こちらに書いてあるとおりでございます。このようなことで、Fについても年度計画を達成しましたので、a評価とさせていただきます。

続きまして、重点課題Gでございます。

重点課題Gはs評価とさせていただきますので、少し長く説明させていただきます。

まず、22ページの1番、シカ等生物の被害軽減でございます。

シカはまさに森林管理や林業にとって最大の問題でございます。この個体群制御の決め手となる誘引狙撃法というものを開発いたしました。これは給餌によってシカの行動を変えて、夜行性のシカを日中におびき出す。しかも、道路際など撃ちやすい、また、シカの死体を回収しやすい場所に誘い出すことができるようになります。さらに、これは同じ場所で捕獲しますので、間違えて人間を撃つということはなくなり、非常に安全な方法でございます。この捕獲に対しては、熟練した人間による捕獲ということで、シカをおびえさせて獲れなくなるということがないようにしてございます。

この方法によりまして捕獲したところ、シカを捕獲して実際に被害が6割に下がったという例を出しました。シカを捕獲して被害の低減を確認したというのは、恐らく初めての事例になるかと思えます。さらに、捕獲効率につきまして計算しますと、伝統的な巻き狩りに比べますと、ハンター1人当たりの捕獲率は40倍から50倍と大変効率がよいというような方法でございます。こういう手法が開発されたことによって、新しい鳥獣保護法で認定鳥獣保護等事業者制度が導入されましたが、それのもとにもなっております。

ここでは単に方法を開発しただけでなくて、その効果や効率ということも示したということは、年度計画を超える成果でございます。また、中期計画のシカ被害の軽減に関して、その中核となる画期的な技術を開発したと考えてございます。

23ページの上の部分には、マツノザイセンチュウのことが書いてございます。これはマツノザイセンチュウの全ゲノム解読については以前報告させていただきましたが、それを用いまして、マツノザイセンチュウとマツの相互作用に係る生体分子の挙動というものを明らかにしました。今後、この分野での新しい展開を期待できると思います。

23ページの中段、生物多様性でございます。

森林の状態からあるいはその状態の変化から生物多様性の変化を予測する生物多様性変動シミュレーターを開発いたしました。これに後で述べる別の成果で得られました森林の面積に対する生物多様性の反応、これを加えまして、より精緻なシミュレーターといたしました。この成果は森林管理の方針を事前に評価することに使うことができると思います。

次に、絶滅危惧種の保全についてレブンアツモリソウを例として取り組んだ結果、さまざまな生物と共生関係にあり、その保全には共生関係の回復が必要であることを示しました。実際にそれに基づき礼文島内で自生地復元を指導いたしました。

24ページのところに先ほど出ました広葉樹林の面積と生物多様性の関係を明らかにしたという知見が2番目の段落に書いてございます。この中ではハナバチ類や鳥類などの移動力の強い生物については、100ヘクタール単位という森林を保全することが重要だということがわかりました。シミュレーターに取り組んだということは先に述べたとおりでございます。年度計画にない森林の面積と生物多様性の関係を明らかにして、それをを用いて年度計画の森林シミュレーターを高度化したということは、中期計画を大きく進めることになったと思います。さきのシカの画期的な捕獲法とあわせまして、この重点課題をs評価とさせていただきました。

以上でございます。

○総研（井上理事） それでは、引き続き私のほうから育種事業、森林バイオ関係について説明をさせていただきます。

評価単位のHとI、小項目の5と6についての説明です。お手元の資料の27ページをご覧ください。評価単位のH、高速育種等による林木の新品種の開発です。

近年、林業の再生、国土や環境保全に資する林木品種への期待、また、間伐から主伐再造林といった森林の若返りや資源の循環利用への期待から、それらに対応した優良品種の開発、種苗の供給がより重要な課題となってきました。

ここで、27ページの中段です。林木の新品種の開発です。

これらの課題を踏まえて、初期成長にすぐれ、下刈りの軽減効果を期待できるもの、CO₂吸収性能のよいもの、ここでは幹重量が大きいものといったような表現になっております。また、より枯れにくいマツノザイセンチュウ抵抗性マツの品種を重点に、目標を上回る56品種を開発したところでは、そして、より成長のすぐれたものとして、選抜してきました精英樹の次世代化によるエリートツリーの開発を進めてきておりますが、スギ122、ヒノキ50系統を新たに開発したところでは、さらに、第3世代での選抜、よりよいものをさらにつくっていくということで、そのための交配を進めたところでは、

また、昨年改正されました間伐等特別措置法により、より成長のよい種苗の増殖、普及を目的とした特定母樹の制度が新設され、エリートツリーを主体に当研究所で開発しました53系統をこれに申請し、特定母樹として大臣指定されたところでは、

開発した品種の特性情報につきましては、評価委員会の指摘を踏まえ、品種の利用者を対象に、利用者としては造林者とか森林組合、さらには種苗の生産業者といったような人たちを対象としまして、性能や特性を理解してもらうために開発品種のパンフレットを作成するとともに、説明会を開催して普及、利用促進に努めたところでは、

28ページをご覧ください。

林木育種の高速化、育種技術の開発に関しては、これも昨年から引き続き育種年数の短縮化を目指す取組を行っているところで、スギにおいて早期選抜に用いるDNAマーカーの開発に着手するとともに、表現遺伝子の情報収集と材質等の表現系のデータの取得と、それらの関連の解明を進めてきました。さらに、材の強度に関連する材の組織の傾斜角、ここではマイクロファイブリアル傾角と記しております、これの効果的な測定方法の開発を行うなど特性評価の高速化にも進展があったところでは、

このように年度計画に対して、新品種の開発、林木育種の高速化の研究において年度計画に着実な進展があったということで、a評価としたところでは、

続いて、評価単位のIです。30ページをご覧ください。

I、森林遺伝子資源を活用した生物機能の解明と利用技術の開発です。

本課題は、森林資源の有効利用、生産性の向上、新需要の創出等についてゲノム情報の活用や遺伝子組み換えなどの技術を活用し、これらに役立ていく研究分野です。数多くの研究に取り組んでいるところでは、自己評価でs評価とさせていただいております。その点を中心に説明をさせていただきます。

31ページの2のところをご覧ください。

ゲノム情報を活用した保全・評価技術の開発です。林木の育種では品種開発まで形質の評価、選抜といったものに長年かかってきております。効率的な評価、選抜をするためにスギについて全体の遺伝子型を調べるとともに、遺伝子型と形質との関連を明らかにするゲノムワイドアソシエーション解析を行いました。この解析によりまして得られたデータを用いて、効率的な育種を行うモデル開発を行ったところです。これらを利用することによって、より育種選抜の効率化が図られることが示されたところです。

このように林木の品種開発の高速化に有益な情報を提供した点ですぐれた成果を上げたものと考えているところでございます。

次に、31ページの下の方です。3、樹木、キノコ等の生物機能の解明と利用技術の開発です。

バイオマス高生産性樹木の開発に成功した成果です。より成長のよい樹木、こういったものをスーパー樹木として当研究所ではいろいろと開発を進めてきているところですが、こういったものは資源としての利用やCO₂の固定能力から地球温暖化対策等幅広い利用が期待されているところです。この研究におきましては、成長ホルモン、ジベレリンの関連遺伝子に着目いたしまして、これを導入した遺伝子組み換えポプラの開発に成功したところです。従来の選抜等の育種方法では1.2倍程度の成長増加といった成果の実績の中で、非組み換えと比較してこの組み換えポプラにおきましては、成長量が2倍を超えるといったことが現実となったところです。収量増大を目指したスーパー樹木の開発の可能性を得るなど大きな進展があったと考えているところです。

このようにスギのゲノム育種の発展への大きな貢献と、遺伝子組み換え技術による収量増大の可能性を見出したことにより、年度計画を大変上回る画期的な成果を上げたということで、当方の評価としてs評価としたところです。このほかにもいろいろな研究を行っておりますが、時間の関係上省略をさせていただきたいと思っております。

次に、5の研究基盤となる情報の収集整備でございます。資料の35ページをお願いいたします。

年度計画に示されました森林水分等のモニタリング6件等について、継続してデータ収集を行うとともに、ホームページなどでデータベースの公表を積極的に行ったところです。2の多雪地帯の積雪観測では、屋根雪情報として市民生活に供するなどして、活用の推進にも力を入れたところです。これにつきましても、年度計画を十分達成したということでa評価としたと

ころです。

次に、6、資料の37ページをお願いいたします。遺伝資源の収集、配布についてです。

林木の遺伝資源、収集、保存では、育種の素材として利用価値の高いもの、絶滅危惧種などを中心に1,380余点と、キノコ100点の探索収集を行うとともに、それらの成長形質などの特性評価を行ったところです。また、収集したものにつきましては、研究用などの希望のあった遺伝資源について25件、200余点の配布に応えたところです。また、育種品種の種苗の生産配布についても、33都道府県からの要望がありまして、これらに応じて720余系統、約1万本をその要望に沿うように配布時期、内容を整えて配布し、年度計画の充足率100%を達成したところです。

また、今後先ほど述べました特定母樹の配布等が求められてくることとなりますが、体制を整えて適切な生産配布、指導、普及を努めてまいるところです。これにつきましても、年度計画を達成したということでa評価としたところです。

以上、私から評価単位HとI、(5)、(6)の説明を終わらせていただきます。

○総研(城土理事) 引き続きまして、森林業務担当理事の城土でございます。この4月1日付でつくば本所から川崎にございます森林農地整備センターへ異動いたしました。評価委員の先生方には引き続きご指導をお願いしたいと思います。

私からは、大項目1のうちの中項目の2、水源林造成事業等の推進及び大項目3、財務内容の改善等に関するうちの水源林にかかわる部分について、座ってご説明をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

使います資料は引き続き評価シート、それから、必要に応じて水源林造成事業等の成果選集を用いて説明をさせていただきます。

まず、39ページでございます。水源林造成事業のうちのア、事業の重点化の実施についてでございます。この事業につきましては、平成19年12月24日の閣議決定に基く独立行政法人整理合理化計画に示された方向を踏まえまして、これまでも事業の重点化に努めてきたところでございます。新規契約に当たりましては、2つ以上の都府県にわたる流域等の重要な流域あるいはダム等の上流など、水源涵養機能の強化を図る重要性が高い流域内に地域あるいは箇所を限定して実施しており、平成25年度におきましては、件数で247件、面積で3,941ヘクタールを締結したところでございます。

次に、41ページ、イの事業の実施手法の高度化のための措置についてでございます。ここにおきましては、そこにお示しをさせていただきます a から d の4つの項目につきまして高度化のた

めの措置を評価させていただいております。具体的には次ページ、42ページの中段以降になりますけれども、まず、aの公益的機能の高度化についてでございます。この高度化の発揮に向けましては、契約の相手であります森林所有者等に対しまして、パンフレット等を用いてわかりやすく説明をするなど、新規契約におきましては現地特性を生かした長伐期で、かつ主伐の伐採面積を縮小、分散化する契約内容に限定して契約締結をさせていただいたところでございます。また既存の既契約分につきましても、長伐期のメリットを記載しましたリーフレットによりまして、私どもと契約相手方との意識の共有化に努めまして、長伐期等による施業の見直しに取り組んだところでございます。

なお、リーフレットにつきましては、水源林造成事業等成果選集の4ページにひな形をお示しさせていただいているところでございます。こういった「既契約地の長伐期を進めています」というようなリーフレットを用いて、既契約者に対して理解を求めているところでございます。

次に、42ページの下段、bの期中評価の反映についてでございます。期中評価につきまして、これまで当委員会でいろんなご指摘をいただいておりますけれども、作業種ごとのチェックシートを活用して、期中評価の結果を確実に次年度以降の事業実施に反映をさせ、適切な事業の実施とコストの削減を図ってきたところでございます。

なお、チェックシートの活用につきましては、成果選集の6ページにそのひな形をお示しさせていただいております。これはあくまでも記載例ですので、例えば全体的に5ヘクタールの下刈対象地があった場合に、チェックシートの表でいいますと、中段にあります対応策と書いた1から6項目について、それぞれチェックをして下刈が必要か必要でないかというようなことをチェックし、この記載例では結果として5ヘクタールに対して実施は3ヘクタール、残りの2ヘクタールについては下刈をしなくて済んだ、よりコストの削減が図られたということでございます。こういったやり方を25年度に当てはめると、成果選集の6ページの一番下になりますけれども、当年度の下刈予定箇所2万174ヘクタールに対しまして、チェックシートで除外できるところが5,977ヘクタール、したがって、実施をしたところは1万4,198ヘクタールというようなことでコストの削減が図られたところでございます。

次に、評価シートの43ページのc、搬出間伐と木材利用の推進についてでございます。

搬出間伐につきましては、国の方針である1ヘクタール当たり10立方メートルを搬出するといったような方針を踏まえまして、当センターにおきましては1万349ヘクタールの搬出間伐を行いますとともに、条件が整いました427ヘクタールにつきましては、列状間伐を実施した

ところでございます。また、これら搬出間伐の推進に当たっては、当然路網の整備が必要になっておりますけれども、路網の整備に当たりましては、現地資材であります間伐材を活用した丸太組工法のほか、現地の状況に適応した布団かご等々の柔軟な工法の採用に努めてきたところでございます。

次に、同じページの下、dの森林整備技術の高度化についてでございます。

森林技術の高度化につきましては、ここにある①から④の4つの項目について全ての整備局において検討会を開催いたしました。開催の内容につきましては、成果選集の10ページをご覧ください。それぞれ整備局ごとの①から④に取り組んだ内容について、それぞれの箇所、実施日数等を整理させていただいているところでございます。

なお、これまでも当委員会において研究開発との連携については幾度か意見をいただいております。例えば44ページにお示しをしておりますとおり、東北北海道整備局と関東整備局におきましては、スギ、コンテナ苗の植栽におきます本所、支所あるいは育種場との合同調査、また、九州整備局におきましては、スギのエリートツリーの苗木植栽の調査地を育種場と共同で設置したというような連携に努めてございます。

これらの連携の全体像につきましては、成果選集の12ページをご覧ください。それぞれ実施機関、本部を含めまして連携先、連携内容についてこのような表に整理をさせていただいているところでございます。また、周辺の民有林、国有林と一体的かつ効率的な森林整備という点についても、これまでご助言をいただいているところでございます。平成25年度におきましては、新たに4件、面積では約73百ヘクタールの森林整備推進協定を締結させていただいているところでございます。

締結内容につきましては、成果選集の14ページをご覧ください。本年度に締結した4件を含めまして、これまで28道府県で54の協定を締結してございます。今後この協定を踏まえまして、例えば共同販売であるとか、あるいは共同施業の実施といったような効果が期待をされると考えているところでございます。

次に、シートの46ページ、評価単位ウ、事業内容等の広報の推進についてでございます。

当事業の実施によりますそれぞれの事業の成果につきましては、国有林野部局が主催をいたします研究発表会等に積極的に参加いたしまして、年度目標であります2件以上を上回る5件の発表をさせていただいております。その発表内容につきましては、成果選集の16ページをご覧ください。それぞれ東北北海道整備局から九州整備局まで関係する森林管理局の技術研究発表会等へ参加をして、成果の発表に取り組まんでおります。また、このほかにホームページで

あるとか、あるいは水源林にかかわるシンポジウムを開催したり、あるいは本所で発行しております季刊森林総研へ水源林造成事業の取組等について広報するなどの取組をしたほか、路網整備に当たりましては、作業道の整備に向けた技術普及用のDVDを作成して、関係者に配布するなどの取組も行っていました。

次に、49ページ、エ、事業実施コストの構造改善についてでございます。

昨年度まで実は平成20年から5年間、コスト縮減に取り組んできておりまして、昨年15%減という目標を達成したところでございますけれども、今年度、25年度におきましても、引き続き施業のコスト等に取り組んだ結果として、平成19年度比で6.5%のコスト削減を図ることができました。具体的な数値につきましては、成果選集の21ページをご覧ください。

そこにお示しをしておりますとおり、コスト改善項目として再生砂利の使用から一番下の間伐工程の見直し、こういったことを通じてトータルとして水源林造成事業においては6.5%のコストの削減を実現したということでございます。

次に、特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業についてでございます。評価シートの50ページをご覧ください。

まず、アの計画的で的確な事業の実施についてでございます。平成25年度におきましては、冒頭の理事長のご挨拶にもございましたとおり、島根県の邑智西部地区におきまして、特定中山間保全整備事業のいわゆる最終年度を迎えたところでございます。残念ながら25年8月に記録的な集中豪雨がございまして、一部の施工区で被害を受け、その被害の復旧も含めて年度内に何とか事業の完成をみたところございまして、これで継承した特定中山間保全整備事業の全てが終了したということでございます。成果選集の23ページをご覧ください。

これが特定中山間保全整備事業の最後の区域になりました邑智西部区域の全体像でございます。島根県の西部にありまして、3市町にまたがる事業を展開してきたところでございます。その左下に書いてありますとおり、8月下旬に通算総雨量474ミリという集中豪雨があり、結果として例えば作設していた路網の盛土のり面が崩壊をしたり、あるいは路体が洗掘されて側溝が沈下したといったような被害を受けたところでございます。こういった被害復旧も含めまして事業内容に書いてあるような工事内容全てを本年の3月末までに全て完了したところでございます。

次に、評価シートの52ページ、イの実施手法の高度化のための措置についてでございます。

まず、a、環境保全及び地域資源の活用に配慮した事業の実施についてですけれども、国の天然記念物のオオサンショウウオや猛禽類のクマタカ等の現地調査、さらには現地施工時にお

きます木材の利用あるいは再生材の利用といったことに積極的に取り組んできたところがございます。この点につきましては、成果選集の24ページをご覧ください。

まず、環境の配慮のためには、有識者を委員としたそこに掲げた委員会を開催し、あるいは25ページにお示しをしておりますとおり、天然記念物のオオサンショウウオの生息調査、さらに、その下段ですけれども、猛禽類のクマタカあるいはサシバの生息調査等を行っているというところでございます。こういったことで十分に周囲の環境に配慮しながら工事を進めてきたということでございます。

次に、53ページ、新技術・新工法の採用についてでございます。

新技術につきましては、農林水産省に登録されている新技術、例えばメタルロード工法などを積極的に採用して事業の高度化を推進したところでございます。また、地域の方々に直接工事に参加していただく参加型直営施工工事の実施についても、2件の実施をしたところがございます。その内容につきましては、成果選集の27ページにお示しをしているところでございます。いわゆるメタルロード工法、立体ラーメンプレハブ栈道橋あるいはその下のプレキャストガードレール基礎工、さらに地域の参加型工事としては芝張工であるとか植樹工についてそれぞれ地元の団体の方に直接参加をしていただいたということでございます。

次に、評価シートの54ページ、評価単位のウ、事業コストの構造改善についてでございます。

49ページのときにもご説明をしましたとおり、水源林造成事業と同様に昨年度の構造改善プログラムは一旦5年間で終わったところでございます。25年度につきましても、引き続きコストの縮減に取り組んで、結果としては平成19年度比で5.2%のコストの縮減を実現したということでございます。これにつきましては、成果選集の最後のページをご覧いただきたいと思えます。計画施工の最適化あるいは入札契約の見直し、こういったものを加えまして、全体としてこの特定中山間保全整備事業の場合は最終年度ということもございまして、工種、工法が大変限られている中で何とか5%のコスト改善を図ったということでございます。

それでは、続きまして55ページでございます。廃止事業等の債権債務管理、緑資源幹線林道の保全管理業務等についてでございます。

55ページの下のあるところのア、債権債務管理の実施につきましては、旧緑資源機構林道の開設、改良に係ります賦課金、負担金、さらには特定中山間保全整備事業の負担金、NTT-A資金を活用した事業の貸付金債権の25年度分につきましては、全て適切に徴収ないしは償還業務を行うことができたと考えているところでございます。

次に、大項目の3でございます。ページが飛びますけれども、92ページをご覧ください。

水源林造成事業等につきましての長期借入金等の着実な償還についてでございます。これは今、説明しました55ページと中身が重複いたしますけれども、必要な長期借入金の償還原資となる負担金等の徴収、さらには長期借入金あるいは第2回目の緑資源債権につきましても、着実に償還をさせていただいたところでございます。

次に、94ページ、業務の効率化を反映した予算の作成及び運営につきましても、当センターでこれまで行った例えばセンター本部と関東整備局との事務所の移転、共有化といったようなことを引き続き継続するとともに、消耗品等のリユース等を通じまして、平成22年度比で約5,000万円の経費の削減に努めたところでございます。

最後に、95ページ、短期借入金の限度額でございます。

制度の運用上、徴収による賦課金等の入る時期と、借入金等を支払う時期とが違うというようなことで、一時的に資金不足になることが懸念されますことから、毎年度短期借入れの限度額を計上しております。平成25年度におきましては、21億円の限度額に対して短期借入金18億円を借り入れまして、全て年度内に全額償還したところでございます。

以上が平成25年度当森林農地整備センターが実施した事業の実績等でございます。森林総合研究所におけます公共事業部門として、それぞれ計画に基づく事業は着実に実施されていると自己判断してございまして、評価についてはすべからく a という評定にさせていただいているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○総研（鈴木理事） 企画・総務担当理事の鈴木でございます。どうぞよろしくお願いたします。

当研究所の皆さんが熱く語ってしまったので、私の持ち分がゼロ分になってしまいましたが、なるべく簡潔にお話ししたいと思いますので、よろしくお願したいと思います。

それでは、58ページをお開きいただきたいと思います。

まず、行政機関、他の研究機関との連携、産学官連携についてお話ししたいと思います。

実施結果の欄をご覧ください。豪雨、地震等の山地災害の発生に際しまして、要請を受けて昨年は島根、山口、秋田、東京大島といったところに現地に職員を派遣いたしまして、指導、助言を行ったところでございます。さらには、原発事故に関しましては、厚生労働省、放射性医学総合研究所等からの要請に基づいて、委員会等に専門家を派遣したところでございます。

さらには、海外ではフランス原子力研究機関である IRSN から MOU 締結の打診がありということで調整作業をしておりますが、除染シンポジウムを通じて海外とも情報交換を行って

おりまして、IUFROの国際大会で放射能セッションを提案し、採択されたということで、森林総研の知見が世界的に注目を浴びているところでございます。

59ページにその総人数が書いてございます。委員会等への派遣件数は2,093件でございます。研究機関との連携協力につきましては、その下の表にありますように共同研究から研究等委託にありますように52件から124件と多くの共同研究を行っているところでございます。さらには、他独法との関係でございますが、原子力研究開発機構と放射線セシウム関係、それから、建築研究所とCLTの共同研究をしております、非常に評価が高くなっております。さらには、トドマツの抽出液に関する共同研究の成果は、消臭力優しい森、エステル化学として製品化されたということでございます。さらには、産学官連携によるフェアへの出展、森林管理局・森林管理署との連携、都道府県の公立林試などとの連携等もたくさん行っております。この連携につきましては、各地方の支所、育種場とも連携を行っているところでございます。こういった観点から評価をaと評定させていただいております。

次に、61ページをお開きください。成果の公表及び普及の促進でございます。

まず、成果の公表、広報でございますけれども、印刷物の刊行数と配布部数については61ページの中段にありますとおりでございます。研究所のホームページにつきましては、324万7,000件のアクセスがあったということでございます。それから、公開講演会につきましては、10月9日、イイノホールで、低コスト林業、シカ問題、CLTを中心に7課題の成果発表を行ったところでございます。これとあわせて地方でも成果発表会を行っているところでございます。

62ページをお開きください。

研究所の職員の各種学会の投稿論文数をわかりやすくまとめたホームページ、研究最前線のコーナーをつくりまして、これに46件掲載をしているところでございます。さらには、先ほどありましたニホンジカとか放射性セシウムの問題については林野庁並びに農林水産省からプレスリリースを行っております。

その下に森林用ドロップネットと運用方法の開発というテーマにつきましては、2013年、農林水産研究成果10大トピックスの第2位に選ばれて、社会的に関心の高い成果として認められたところでございます。さらには、高田の松原を守る会のマツの里帰りといった林木遺伝子銀行110番というもので積極的なプレスを行って、評価を得ているところでございます。さらに、当研究所の一般公開等につきましては、下の段にありますように、一般公開から表にまとめてありますように積極的に対応をいたしましたところでございます。

さらに、63ページをお開きください。

森林教室等の開催についても、表にまとめたとおりでございます。その下に学会等への参加でございますが、とりわけ発表件数につきましては、平成25年度1,145件という表が書いてあると思います。積極的に対応したところでございます。さらに、国際学会等の参加者につきましても、平成25年度108名ということで非常に昨年度に比べても多くの研究者の方が出ております。さらに、目標として具体的な数値目標を掲げておりました研究員1人当たりの論文数年1.0報につきましては、1.14報ということで目標を達成したところでございます。

続きまして、64ページをお開きください。

その論文のうち英語の投稿数については、50.0%ということで半分を確保したところがございます。成果の利活用につきましては、最新の技術を紹介する林業新技術2013を刊行しております。9件の技術について現場への普及に努めたところがございます。内容については省略させていただきます。

65ページ、さらに、森林総研が持っている文献情報につきましては、図書資料管理システムへの入力及び林産業国内文献データベースへの入力を実施しました。表にありますように、平成25年の一般アクセスは1万4,057ということで多くの方にご利用いただいております。さらに、中段以降には森林農地整備センターにも同じように事業を通じて広く情報提供をしているという記事の内容が書いてございます。シンポジウム等につきましては、先ほど別途説明いたしましたので、省略をさせていただきます。

66ページ、特許等の知的財産の取り扱いにつきましては、平成25年度出願数は国内5件、海外1件でございます。というようなさまざまな観点から成果の公表、普及の促進については評価をaとさせていただきます。

続きまして、67ページをお開きください。

専門分野を生かしたその他の社会貢献でございます。実施結果のところを見ていただきますと、分析及び鑑定というものがございます。種の発芽効率の鑑定ですとか線虫の検出検査、木材の鑑定等が持ち込まれておまして、平成25年度は164件実施しております。さらに、外部からの依頼による研修講師として396名の派遣をいたしております。さらに、受託研修生を68ページにまとめてございますが、地方の研究機関、それから大学、民間等から71名の受け入れを行っております。それから、海外からの研修生の受け入れにつきましては、表にありますように平成25年度は271名ということで、幅広く受け入れているところがございます。さらには、林木育種につきましては、各種会議における技術指導ということで、地方公共団体等に対しまし

て29回、現地による技術指導は53回実施したところでございます。講習会については、材線虫等の対策等で22回実施したところでございます。

68ページの下にある国際機関、学会への協力につきましては、COP19、ISO、JICAといったところで105人の派遣を行っているところでございます。国のリストについてはご覧いただければと思います。

69ページ、さらに、国際共同研究及び招聘研究員の受け入れ件数につきましては、表のとおり共同研究は36、招聘外国人の受け入れ人数は22名ということでございます。69ページの下の方に国内の学会における協力は98件ということでございまして、日本木材学会、接着学会、森林利用学会、森林学会というような名称を連ねさせていただいております。

70ページをお開きいただきますと、こういったことで社会貢献をしているということで評価をaとさせていただきます。

続きまして、項目が変わりますが、71ページでございます。業務の運営の効率化、効率化目標の設定等でございます。

まず、研究開発ですが、平成25年度の業務経費は前年度に比して4.1%減、一般管理費は前年度3.3%減ということで、目標の達成を行ったところでございます。それから、水源林造成事業のほうは71ページから72ページをお開きいただきたいと思っております。

72ページの上の段に一般管理費全体で平成22年度と比較して48.6%削減となり、目標を達成したということで、数値目標の達成が記載されております。人件費についても、平成22年度と比較して24.4%ということで目標を達成した、事業費についても補正予算の影響額を除き、平成22年度と比較して15.9%の削減率ということで、いずれも目標を達成したところでございます。給与水準ですが、給与水準については事務、技術職員は99.1%、研究職員は98.0%となりまして、給与水準は国家公務員と同水準ということで、目標を達成しているところでございます。総人件費につきましては、平成18年度から22年度の間目標としてきた5%以上の削減の取組を23年度も引き続き実施したところでございます。23年度においても17年と比較しまして、人件費削減率マイナス6%以上を達成したというところでございます。25年度におきましても、退職等による人員の削減を全て補充することなく控えたことから、引き続き人件費の削減に努めたところでございます。

さらには、国家公務員法の臨時特例の法律に基づきます給与の一時的減額につきましては、国に準じて26年3月まで減額措置を講じたところでございます。ということで、いずれも目標を達成したということで、評価をaとさせていただきます。

次に、74ページをお開きください。

資源の効率的利用及び充実・高度化でございます。試験林につきましては、試験林ごとに見直しを計画的に進めるということで、データベースを引き続き整備したところでございます。さらに、森林農地整備センターの現場組織は、1建設事業所を廃止、さらに事務・事業の効率化、経費の削減の観点から近畿北陸整備局の事務所を大阪市内から京都市内へ移転したところでございます。保有資産につきましては、75ページをお開きいただきたいと思います。不必要の2資産を除去処分としたところでございます。土地についても、高知県の四国支所の建物の一部を高知県へ売却したところでございます。多摩にあります連光寺実験林については境界確定作業を実施して、不要財産調査票の案の作成を行ったところでございます。施設設備のメンテナンスについては、下に書かれているとおり、高額機器のメンテナンスについても外部委託を行い、苗畑、樹木への管理業務についても外部委託を行い、経費の節減に努めているところでございます。さらに、下の欄に森林農地整備センターにおいては、福島市の倉庫について国への返納措置をすることとしたところでございます。

職員の資質向上でございますが、76ページをお開きください。

一般職員及び研究員を積極的に各種研修を受けさせておりまして、平成25年度は955名、研修件数は65件でございます。さらに、学位の取得を促すということで、平成25年度の博士の学位取得者は6名でございました。研究職員の78名が取得しているということでございます。さらに、研究開発にとって必要な免許が要るわけですが、こういった取得と講習会に参加するというところでございます。平成25年度は5名でございます。さらに、車両系とか狩猟免許の更新とか、そういった必要な研修に出席させているところでございます。

77ページに森林農地整備センターの公共事業部門についても同じような取組をしておりまして、10名の資格取得と評価、監査等行うセミナーとか林業専用道技術者研修といったところに参加をしております。さらには、コンプライアンス研修を開催して、コンプライアンスの遵守に努めているところでございます。

78ページをお開きいただきたいと思います。

森林農地整備センターにおいても、コンプライアンス推進委員会を開催いたしまして、取組を充実しているところでございます。特徴的なのは、78ページの下にございますが、男女共同参画事業に取り組んでおりまして、とりわけ①にありますように、男女共同参画意識調査の結果を取りまとめて、共同参画への取組を周知、さらに男性職員の育児体験をホームページで全22回掲載して意識啓発と情報共有、エンカレッジ推進セミナーとか妊娠育児中の部下がいる上司の

ためのガイドブックの刊行、配布というような取組をいたしております。当初の目標を達成したので a とさせていただきます。

続きまして、80ページをお開きください。契約点検の見直しでございます。

これにつきましては、下の表にありますように見直し計画の競争性のある契約が70.5%に対して78.1%、競争性のない随意契約は29.5%の計画に対して21.6%ということで、競争性の確保に努めたところでございます。

81ページでございます。

さらに、一者応札・応募の対応につきましては、公告期間であるとか参加資格等の工夫をいたしました結果、平成25年度は86件ということで大幅に減少の傾向にあるということでございます。これにつきましてはの契約情報の公開、民間競争入札の実施も行っております。さらには、入札監視委員会での審査を行っております、今言いましたように、一者入札が起きないように、また不落、不調が起きないように入札条件の適正化に努めているところでございます。

82ページをお開きください。

さらには、監事、会計監査人による入札、契約事務のチェック、それから、監事及び会計監査人との連携強化、監査従事職員の外部研修の充実等を行っております、この件についても評価は a とさせていただきます。

83ページをお開きください。

内部統制の充実ということで、P D C Aサイクルを有効に機能させて全省的な内部統制の充実強化を図るという目標を立てておりますが、実施結果の欄にありますように、研究所長会議、理事会研究運営会議ということで、理事長と理事が出席して意思決定を行うということで、育種、水源林造成事業についても同じように行っているところでございます。さらに、内部統制の充実強化ということで、平成25年度はということで中段に書いてありますが、研究所として優先すべき対応として、組織間、職員間のコミュニケーション、情報セキュリティの確保とセキュリティシステムの整備、育苗の供給と貢献、技術の高度化というこの4件を目標と定めたところでございます。こういったところに重点的な取組を図ったということでございまして、点検結果につきましては、さらに職員へ周知して今後も引き続き対応していきたいということで、評価対象を a とさせていただきます。

85ページをお開きください。

効率的・効果的な評価の実施及び活用でございます。本所の研究内容につきましては、研究評議会ということで、7名の外部有識者を招いて行っております。さらに、中段にありますよ

うに各支所においても、2月18日から28日に研究評議会にて委員を外部から得て助言をいただいております。その意見については、対応策を検討して次年度の計画見直しに反映させていただいております。

さらに、研究重点課題の自己評価については、重点課題評価会議を開催してレビューを行って、さらにその内容を踏まえて改善していくということにしております。

86ページをお開きください。

さらに研究部門における業績評価については、4月から6月に実施しまして、12月期の勤勉手当に反映させる、一般職員についても同様に勤勉手当の処遇等に反映をさせたところでございます。ということで、a評価とさせていただいております。

次に、87ページ、予算の作成、運営でございますが、これにつきましては、研究業務については領域、支所共通経費の削減、さらに老朽化した給排水設備の更新、車両の使わないものを売り払って削減する、要らない土地借料の経費を節減するといったことで経費の節減に努めたところでございまして、a評価とさせていただいております。

次に、88ページをお開きください。

自己収入の拡大でございます。外部資金獲得に向けた積極的に行っているわけですが、競争的資金委託事業等による研究費の獲得状況については、下の表にあるとおり、12億5,400万円という結果でございました。科研費が139件、3億5,300万円と大きくなってございます。政府受託については、農林水産技術会議、林野庁、環境省でございます。たくさんの申し込みをしておりますが、なかなか採択にいたらず金額も減少しており、うまく回るというのが非常に難しくなっております。

89ページをお開きください。

さらに、自己収入でございますが、依頼出張の経費を収入に入れておまして、これが2,900万円、それから、多摩森林科学園の桜の時期を中心とします入場料収入が1,200万円ということで、自己収入として上げさせていただいております。それから、知的所有権については効率的ということで、実施許諾の可能性の少ない国内特許8件、国外特許3件については放棄することといたしております。ということで、これについてもa評価とさせていただいております。

後ろにありますのは、細かい資料ですので、省略をさせていただきます。

96ページをお開きください。

不要財産の処分ということで、先ほど言いましたように四国支所の土地を売り払ったという

ことで、これについてはaと評価させていただきました。

次が97ページでございます。施設設備に関する計画でございます。昨年度はありますように、10億8,700万円の13件の改修を行っております。ほとんどが老朽化と東日本大震災の復旧、停電予防といったことでございます。目黒の林試の森から移転して40年たっております、大分老朽化が目立っておりますので、こういった経費がかかるということでございます。上1件だけが本予算で、あとは全て補正予算となっております。これにつきましても、必要な整備をしたということでa評価とさせていただきます。

99ページをお開きください。

人事に関する計画でございます。まず研究開発につきましては、国に準じて早期の退職制度を導入いたしまして、3名の45歳以上の方の応募者を早期退職希望者として措置したところがございます。さらには、間伐等特措法の制定を受けまして、育種センター、育種場に係を設けたところがございます。水源林造成事業等については、適切な人事配置として（ア）にありますように本部についても農用地業務部を業務室に縮小・再編、2課及び2係を廃止、管理部財務課も1係廃止、事業の完了した建設事業所は廃止したということでございます。

それから、人材の確保におきましては、先ほど女性研究員の3割ということがございましたけれども、25年度は女性研究者5名、任期付き2名、男性研究者12名、任期付き6名を採用したところがございます。さらには、テニユア型任期付き研究員制度ということで、一定の審査を経た後、正職員になる制度として女性職員1名を採用したところがございます。ということでa評価とさせていただきます。

101ページの試験・研究、林木育種事業の人員配置ですが、合計の欄を見ていただきますと、21年度の期首に744名のところが現在は570名となっているところがございます。

102ページをお開きいただきますと、水源林造成事業等についても、21年度の期首に519名、25年度期末が364名ということがございます。

続きまして、103ページ、環境対策でございます。

環境対策につきましては、放射能を扱うということで法令にかかわる教育訓練、環境対策については省エネに努めるということで、環境報告書2013に取りまとめてあります。さらに、物品調達グリーン購入法に基づく、薬品管理についても法律に基づいて適切に行う、職場遵守を行って、指導を行うということをやっております。安全の確保についても、計画を策定して、計画に基づき実施しているところがございます。とりわけ特徴としてハチ災害が起きるということで、ハチアレルギー検査の推進を図るということで、さまざまな取組をしているというこ

とでございます。

104ページをお開きください。

さらには、極めて重要なメンタルヘルス対策ということで、カウンセリングルームを毎月1回開設しております、産業医による健康相談も行っております。ということで評価をaとさせていただきます。

105ページ、情報の公開と保護でございます。

これにつきましても、まず、研究所の活動を社会へ説明するというので、法人文書の管理及び文書ファイルの電子化を図りまして、ホームページに掲載したところでございます。情報公開は2件ありまして、適切に対応しました。森林農地整備センターでも同様の取組をしておりまして、情報公開は3件ございまして、それもきちんと行っております。さらに、電子機器の廃棄に当たりましては、データの消去を行うということで万全を期したところでございます。さらに、8月の職員のメールアカウントが盗用された事案の発生から、緊急情報セキュリティ研修を10月に実施しまして、全役職員が参加してその対策に努めているところでございます。森林農地整備センターについても、11月に行っております。その後、監査室による監査、公的機関メールによる訓練等の活動を行っております、2月には新たにeラーニングシステムを導入し、整備をしたところでございます。

以上のように、平成25年8月に発生した事案等の再発防止を徹底させることに加えて、高度な情報の保護のための対策を実施したということでaとさせていただきます。

107ページ、積立金の処分については、評定理由のところにありますように、適切に実施したということでa評価とさせていただきます。

以上でございます。

○酒井分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまご説明いただきました自己評価結果等につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、よろしく願いいたします。どなたからでも結構ですので、ご質問ありましたらお願いいたします。

○小島専門委員 71ページの効率化目標の設定等のところで、研究開発のところで、効率化ですか、前年度比、一般管理費3%及び業務経費1%の合計に相当する額に5,075万7,000円を加えた額の削減を行うということで、この5,075万7,000円とは何かということで事前説明のときに質問したんですけれども、回答として、林野行政の推進に必要な新規施策などの予算確保のためという回答を得ております。林野行政の施策のために本法人の運営費交付金を削減すると

いう意図、これは林野行政とそんなに直結したものなんですか。これはどういう意図で削減が今年度に限り行われているのか、年度計画に書かれているんですけども、その年度計画上の削減意図というのは何でしょうかという質問です。

○事務局 その点、林野庁のほうにかかわることですので、事務局のほうからご説明させていただきます。

ちょっと誤解があるようでしたが、林野庁の施策のために森林総研の運営費交付金を削減して、その分を他の施策に回したというようなことはございません。そもそも今の日本の予算事情というのはすごく厳しい状況の中なので、全体の予算が下がってきているということです。社会保障費の増加や税収の低迷等、厳しい日本の財政の状況の中で平成25年度の予算の概算要求の段階で、人件費及び法律等で定められたいわゆる義務的経費以外の経費については前年度、つまり平成24年度の当初予算に100分の90、90%を乗じた範囲内で要求するというような、これは森林総研の予算に限らず全ての予算についてそういったような基準が設けられたところで

す。おっしゃるとおり森林総合研究所の運営費交付金というのは、林野行政全般にかかわるものですので、我々としても森林総合研究所の業務運営の根幹である運営費交付金というものは必要額を確保できるよう、予算要求を行ってきましたけれども、先ほども申し上げたように国全体の予算状況が非常に厳しい中、運営費交付金のうち固定的な経費以外の経費については、概算要求の組みかえ基準に沿った経費削減になったということによるものです。このため、ちょっとご回答になっているかどうか微妙なところはありますけれども、一般管理費の3%減、業務経費の1%減に加えて5,075万7,000円を削減していただかなければならないというような状況になったというところでございます。

○小島専門委員 わかりました。ただ、ほかの独法はこの分、入っていないんですね。入っていないくて、生物研や農研機構を見たんですけども、25年度の効率化目標は一般管理費3%と業務経費1%としか記載されていないんですね。森林総研だけ特別に5,000万円と書いてあるんですけども、それは基本的には一緒だということですが。

○事務局 はい。

○小島専門委員 ありがとうございます。

○酒井分科会長 ほかにございますでしょうか。どうぞ、加藤専門委員、お願いします。

○加藤専門委員 細かいところで申しわけないんですが、50ページのところで、先ほどのご説明の中で特定中山間保全整備事業の中の本地区の場合に昨年8月下旬に記録的な豪雨があった

ということなのですが、それで、この地区もその被害を受けたと思うんですけども、その豪雨による災害復旧のために要したおおよその金額とか、また、災害復旧のために要した期間というのはどれくらいあったのかちょっとご説明いただければと。

○総研（城土理事） 城土から説明いたします。

50ページの下の邑智西部区域の8月下旬の4日間の総雨量470ミリを超える豪雨による被害は、結果的には事業費ベースで1億5,500万円の事業費をもってその復旧に当たりました。期間としては9月から12月までの4カ月間で復旧するのとあわせて、3月までに完了させなければいけないという本体工事と並行して進めたということでございます。

○加藤専門委員 ありがとうございます。

○酒井分科会長 ほかにご質問ございますでしょうか。

○田村委員 水源林造成事業の研究成果選集の6ページをちょっとごらんいただきたいんですけども、まず1点目は、期中評価チェックシートの中段のところに植栽地現況とあって、1から5番まであって4番の広葉樹等というところの説明なんですけれども、「水源針広混交林整備事業は」とありますが、これは「または」ではないかなと思ったので、ちょっとご確認いただきたい。もしかしたら私が間違っているかもしれませんが、混交林整備事業または広葉樹等区域がこの4番、広葉樹等の説明ではないかと思ったので、ちょっとご確認いただきたいということが1点目です。

それから、ここに関して集計して植栽地現況の全体に対する広葉樹等の割合なんですけれども、私の印象として、割と植栽地に占める広葉樹の割合が多いなという印象があって、大体2割から2割5分、3割弱ぐらいが植栽地の広葉樹等というふうになっているという数字になっています。何か分収造林地というのはスギ林ばかりというイメージがあるんですけども、割と広葉樹が多くて、それは最近の針広混交林に移行した方針の結果なのかなとも思いますが、いずれにしろ、こういう広葉樹の部分を少し活かさないかなと。活かすという意味は、センターさんの本来の業務と違うのかもしれないんですけども、土地所有者さんがやはり分収造林地に対する意識というか、すごく薄れている。もう人のものという何か森林に対して将来的に意識が薄れているので、条件にもよると思いますけれども、こういう広葉樹の部分を生かして、土地所有者とのきずなというか、そういうものができたらいいかなというのがちょっと意見です。

○総研（城土理事） 前段の部分はすみません。事務的なものなので今、確認をしています。後段の方は今、田村委員のご指摘のとおりで、シートの説明の中にもございましたとおり、今、

分収林を伐期が来たときにそのまま皆伐をしてしまっても、その分収益で跡地の再造林ができないという状況でございます。

我々としてもできるだけ分収期が来たときに伐区の分散であるとか、あるいは実際の再造林面積を抑制するという観点で、これまではいみじくも田村委員言われたようにスギであるとかヒノキだとか植栽木を最優先で、そこに入ってきた広葉樹あるいはそういったものについては除伐等の過程でそれを除去していたわけです。現状においては、将来において針広混交林、いわゆる長伐期における水源涵養機能を長期に維持するという観点で、侵入してきたものが有用広葉樹等であれば、それを保全するという結果としてトータルとして約2ないし3割程度の広葉樹林を残すということになっております。今後将来的にもそういったものは育成をする過程においてしっかりと保全をしていき、最終的に伐期が来てスギやヒノキを伐ったときに、そのエリアについては再造林が要らない、いわゆる森林所有者について造林負担が発生しないような方向で今契約内容の見直しを進めているというところでございます。

○酒井分科会長 よろしいですか。ほかにもございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議題のその他に移らせていただきます。今後の日程等について事務局からお願いいたします。

○事務局 それでは、事務局のほうから説明させていただきます。ちょっと時間がかなり超過しておりますので、簡単に説明させていただきます。

資料の参考資料8と9をご準備お願いします。

よろしいでしょうか。ちょっと順番が逆になりますが、まずは参考資料9をごらんください。

今後の日程等が書かれております。本日、6月24日に第52回の林野分科会が行われた後、7月25日金曜日に林野分科会のワーキング会合を行います。8月22日金曜日に53回林野分科会を開催し、この8月22日の分科会で最終的な評価というものを決めていきたいというふうに考えております。

それでは、続きまして参考資料8をごらんください。

7月25日に開催されますワーキング会合の準備といたしまして、今日お配りしました資料、森林総研からご説明いただいた内容、質疑内容を踏まえまして、各委員の専門分野についてのご意見というものをまとめていただきまして、お忙しいところ大変恐縮ですが、7月9日水曜日までにメールまたはファクスにて、事務局であります林野庁研究指導課の松山または齊藤のほうに送付していただければなというふうに思っております。

また、今年度も昨年度同様に7月上旬に分科会事務局のホームページで業務実績報告書を掲

載し、意見募集を行うこととしております。

それから、続きまして、2年前の平成23年度の評価結果に係る政独委の二次評価において、内部統制の充実強化ということで監事から直接意見を聴取するのが望ましいと指摘されました。昨年度については、ワーキング会合の場で監事をお呼びして意見聴取を行いましたが、本年度につきましても、昨年同様、ワーキング会合において森林総研の監事2名の方をお呼びして、意見聴取を行いたいというふうに考えております。また、このことにつきましては、3月に行われました林野分科会においても皆さんの同意を得ておりますので、予定どおりワーキング会合でお呼びできればなというふうに考えております。

事務局のほうからは以上です。

○酒井分科会長 どうもありがとうございます。

本日の会議終了後、委員の皆様には森林総研の評価の担当する部分についてご意見、表案等を提出していただくこととなっております。非常に期間が短いですが、何とぞよろしくお願いいたします。

それから、先ほどの田村委員のご質問も今お願いいたします。

○総研（城土理事） 昨年も実は田村委員からこのチェックシートの森林の取り扱いについて、例えば広葉樹化したところ、生育が効率化したところ、順調でないところというのは幾つか似たような表現があるので、中身の説明をしてくれということがございました。そのときに我々として説明したのは、広葉樹林化したところというのはいわゆる自然体というんでしょうか、いわゆる周りからの天然母樹下種更新において、スギ、ヒノキという植栽木よりも針広混交樹が50%を上回った場合は広葉樹林化というように区別いたしました。

さらに、その下の広葉樹林等区域というのは、いわゆる当方が従前から徐々に試験的に進めている先生からご指摘のあった広葉樹を積極的に残す、いわゆる保残作業というものを意図的にやった箇所、例えば従来のモザイク施業であるとか水源林特別対策事業における有用前生樹を生かす前生樹区域というものと同様に、正しくは水源針広葉樹林整備事業における広葉樹林区域ということで、その事業として意図的にそこを残したところもこのチェックシートの中の例えば下からいけば除外区域にきなさいという表現でございます。文中では「は」ということになっているので、先生に誤解を招きましたが、正しくは「おける」というようにご理解いただければと思います。

○酒井分科会長 そういたしますと、今後の日程及び監事からの意見聴取につきまして、特に事務局案へご意見等ございますでしょうか。異議ございませんでしょうか。

では、よろしくお願いいいたします。

では、次回のワーキング会合において監事からの意見聴取を実施したいと思います。

その他の報告事項につきまして、事務局からご説明をお願いいいたします。

○事務局 事務局から説明いたします。

参考資料10をごらんください。

こちらのほうには本国会で成立いたしました、まず1ページ目に独立行政法人制度改革関連法案の骨子と、5ページに森林国営保険法等の一部を改正する法律の概要を載せております。

これにつきましても、本年3月に開催されました林野分科会において、独立行政法人制度改革の閣議決定の内容をご説明したかと思いますが、その閣議決定の内容が具体的な法律の形としてなったということですので、内容的に3月にご説明した内容と重複しますので、詳しい説明は割愛させていただきますが、簡単に申し上げますと、今回の独立行政法人制度改革関連法案の改正に伴いまして、森林総合研究所につきましては、研究開発型の法人、国立研究開発法人となることになりました。これまでは政独委が評価を行っていたんですけども、来年度からは主務大臣、すなわち農林水産大臣が森林総研を評価することになります。

なお、研究開発法人につきましては、研究開発審議会というものを設置いたしまして、その審議会の意見を聴取するという形になります。農林水産省においてもそういった形の審議会というものを設けることとなっております。

なお、具体的な評価体制につきましては、現在総務省なり総合科学技術・イノベーション会議のほうで具体的な指針というものを検討中でございますので、指針案ができて具体的な形というものが見えてきましたら、改めて皆さんに情報提供させていただきたいというふうに思っております。

この法律が成立いたしましたので、4ページに書いているように、平成27年4月1日から施行されます。来年度から新たな独立行政法人の制度になりますので、よろしくお願いいいたします。

続きまして、5ページに移らせていただきまして、同じく森林国営保険法の一部を改正する法律が今国会で可決、成立いたしました。こちらのほうも趣旨については書いておりでございます。法律の内容は3つに分かれていまして、森林国営保険法が一部改正されたのと、独立行政法人森林総合研究所法の一部が改正されたのと、特別会計に関する法律の一部が改正されたという形になっておりまして、(1)の森林国営保険法の改正内容は、まず法律の題名が森林国営保険法から森林保険法というふうに改められて、法文が平仮名化、これ実は森林国

営保険法というのはかなり古い法律ですので、片仮名でした。これが平仮名化にされました。あと、国営であったものが森林総研に移管されますので、これまで政府が決定した保険料率等につきましては、森林総研が定めて農林水産大臣に届け出るというような形になっております。

続きまして、(2)の独立行政法人森林総合研究所法の一部改正ということで、森林保険業務が森林総研に移管されますので、当然森林総研の目的及び業務の範囲に森林保険に係るものが追加されているというような形の改正がなされているところです。

(3)につきましては、森林保険の特別会計が廃止されたという形になります。

法律の施行期日は先ほどの独法改革の関連法と同様、平成27年4月1日に施行される予定になっております。ということで平成27年度から森林保険業務が森林総合研究所で行うこととなりますので、現在林野庁において森林総合研究所が森林保険業務を適切に実施できるよう、実施体制の構築等の準備作業を進めているところでございます。

事務局のほうからは以上です。

○酒井分科会長 どうもありがとうございます。

何かご質問等ございますでしょうか。あるいは本日を通して何かお聞きしたいことはございますでしょうか。よろしいでしょうか。

そういたしますと、本日予定しておりました議事は以上です。

本日配付されました資料のうち、参考資料につきましては委員限りとさせていただきます。今回の議事録につきましては、まとめ次第、事務局から各委員に送付し、ご了解を得た上で確定し、その後公開するというにいたしたいと思っておりますので、ご了承お願いいたします。委員の皆様には、評価コメントを重ねてよろしくようお願いいたします。

それでは、予定の議事を終了いたしましたので、第52回林野分科会は閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。